

## SMBC日興証券株式会社

お客様各位

## 無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

つきましては、格付会社(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ、フィッチ・レーティングス)の「無登録格付に関する説明書」を下記の通りお知らせ致します。

## 記

## 〈無登録格付に関する説明書(ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)〉

## 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

## 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

## 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moody.co.jp>)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

## 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 〈無登録格付に関する説明書(スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス)〉

### 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

### 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

### 信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「レーティングズ・サービス」)の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 〈無登録格付に関する説明書(フィッチ・レーティングス)〉

### 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### 格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

### 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

### 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成26年2月18日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以上

2015年7月

債券売出届出目論見書



## フィンランド地方金融公社

フィンランド地方政府保証機構保証付  
フィンランド地方金融公社 2020年8月5日満期  
為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付  
円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券

－ 売 出 人 －

SMB C 日興証券株式会社

本債券売出届出目論見書（以下「本書」といいます。）により行うフィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2020年8月5日満期為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券(以下「本債券」といいます。)の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第5条および第27条の規定に基づき有価証券届出書を平成27年7月15日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。したがって、売出要項その他本書の記載内容については今後訂正が行われることがあります。

本債券の元金は償還期限においてトルコリラで支払われることがありますので、日本円・トルコリラ間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。尚、本債券において使用される日本円・トルコリラ間の為替レートは、日本円・ユーロ間の為替レートをトルコリラ・ユーロ間の為替レートで除して得られるレートとなるため、日本円・ユーロ間および/またはトルコリラ・ユーロ間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

## リスク要因およびその他の留意点

本債券への投資は、下記に要約された為替リスク、利率変動リスク、早期償還リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う（ただし、下記の記載は本債券に含まれるすべてのリスクを網羅したものではない。）。本債券への投資を検討される方は、為替リスクおよび利率変動リスク等に関する事項ならびに通貨および金利オプションに関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本債券のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

### **本債券につき支払われる金額**

本債券の元本はトルコリラにより支払われることがある（下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 最終償還」を参照のこと）。かかる元本の支払額の日本円相当額は、償還時に有効な日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートにより異なる。そのため、日本円により投資を行った者は、本債券に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。したがって、日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートなど外国為替相場の変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本債券の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本債券の購入を検討すべきである。

公共メディアにおいて公表されている為替レートと全世界的な外国為替市場において取引が行われる為替レートとは異なることがあり、したがって、為替相場が下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 最終償還」に示される水準に達したと公共メディアが報じた場合でも、トルコリラ償還事由（下記「第一部 証券情報 第2 売出債券に関する基本事項 3 償還の方法 (1) 最終償還」に定義される。）が生じたとは限らず、またかかる報道がなくてもトルコリラ償還事由が生じる場合がある。

### **利率変動リスク**

本債券の利率は、2015年11月5日の利払期日に支払われる利息については固定利率が適用されるが、2016年2月5日以降の各利払期日については、日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートにより適用される利率が変動する。関連する各利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高の場合、関連する利払期日に支払われる利息について適用される利率は、年率0.10%となる。

### **日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートの変動により影響を受けるリスク**

日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートは、外国為替市場の需給関係によって決定される。この需給関係は現在・将来の国際収支その他経済・金融情勢、政治情勢、政府の市場介入、投機その他の要因によって影響を受ける。これらの要因が日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートに影響を与え、本債券の価値を下げることもありえる。

### **本債券の流通市場の不存在**

本債券を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるとの保証はない。発行者、売出人およびそれらの関連会社は現在、本債券を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本債券の所持人は、為替市場、トルコリラ金利市場および円金利市場ならびに発行者および/または保証者（フィンランド地方政府保証機構）の信用状況の変動等、数多くの要因により、償還期限前に本債券を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本債券に投資することを予定している投資家は、償還期限まで本債券を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本債券に投資されたい。

### 早期償還リスク

本債券は、一定の条件が満たされた場合、いずれかの強制早期償還日に本債券の額面金額100万円につき100万円ですべて（一部のみは不可。）について強制償還されることがある。本債券が償還期限より前に償還された場合、投資家は、当該償還の日（いずれも当日を含まない。）までの利息を受け取るが、当該償還の日から後のかかる償還期限前の償還がなされなければ受領するはずであった利息を受領することができなくなる。さらに、かかる早期償還額をその時点での一般実勢レートで再投資した場合に、投資家は、かかる償還期限前の償還がなされない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りを得られない可能性がある。

### 投資利回りが同じ程度の期間の普通債券の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本債券の償還期限または強制早期償還日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本債券と償還期限が同じで強制早期償還のない標準的な発行者の非劣後債券を投資家が購入した場合、本債券の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本債券に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

### 発行者および/または保証者の経営・財務状況の変化および信用格付けの変動が本債券の価値および投資家が償還時に受け取る金額に影響を与えるリスク

本債券の価値は、発行者および/または保証者の経営・財務状況の変化、ならびに発行者および/または保証者の信用に対する投資家一般の評価、および格付機関による発行者が発行する債券に対する信用格付けの実際または予想される動向などによって影響を受けることがある。さらに、発行者および/または保証者の経営・財務状況ならびに発行者が発行する債券に対する信用格付けに反映されることのある発行者および/または保証者の信用状況における重大な変化が、本債券に関する支払を含め、発行者および/または保証者の債務の支払能力に影響を及ぼすことがある。

### 本債券に影響を与える市場活動

発行者、売出人またはそれらの関連会社は、通常業務の一環として、ディーラーとして、また、顧客の代理人として、直物取引、先渡取引およびオプション取引を随時行うことがある。発行者、売出人またはそれらの関連会社は、外国為替市場における自己のポジションを直接取引、先渡取引およびオプション取引によりヘッジすることもある。このような取引、ヘッジ活動およびヘッジの解消は、本債券の条件決定時ならびに利率判定日、最終償還判定日および強制早期償還判定日における日本円・ユーロ間またはトルコリラ・ユーロ間の為替レートに影響する可能性がある。

### カントリー・リスク

本債券には、トルコ共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、規制の変更等に起因する通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性等、先進国の通貨建ての債券に比べて相対的に大きなカントリー・リスクが存在する。かかるリスクが顕在化した場合には、投資元本に損失が発生する可能性がある。

### 租 税

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年7月15日

【発行者の名称】 フィンランド地方金融公社  
(Municipality Finance Plc)

【代表者の役職氏名】  
Matti Kanerva  
Senior Legal Counsel  
(上級法律顧問)

Terhi Vainikkala  
Legal Counsel  
(法律顧問)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 白 川 も え ぎ

【住所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1194

【縦覧に供する場所】 該当なし

注 本書中、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は以下を指すものとする。

「発行者」または「公社」…………… フィンランド地方金融公社  
(Municipality Finance Plc)

「保証者」または「地方政府保証機構」…………… フィンランド地方政府保証機構  
(The Municipal Guarantee Board)

# 目 次

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第1【募集債券に関する基本事項】 .....	1
第2【売出債券に関する基本事項】 .....	1
1【売出要項】 .....	1
2【利息支払の方法】 .....	3
3【償還の方法】 .....	5
4【元利金支払場所】 .....	7
5【担保又は保証に関する事項】 .....	8
6【債券の管理会社の職務】 .....	8
7【債権者集会に関する事項】 .....	9
8【課税上の取扱い】 .....	9
9【準拠法及び管轄裁判所】 .....	11
10【公告の方法】 .....	11
11【その他】 .....	12
第3【資金調達目的及び手取金の使途】 .....	13
第4【法律意見】 .....	13
第二部【参照情報】 .....	14
第1【参照書類】 .....	14
第2【参照書類の補完情報】 .....	14
第3【参照書類を縦覧に供している場所】 .....	14
発行者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面.....	15
発行者の概況の要約 .....	17



## 第一部【証券情報】

### 第1【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし。

### 第2【売出債券に関する基本事項】

#### 1【売出要項】

##### 【売出人】

会社名	住所
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【売出債券の名称】	フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2020年8月5日満期 為替トリガー早期円償還条項 満期円償還特約付 円/トルコリラ デジタルクーポン・デュアル債券 (以下「本債券」という。)(注1)		
【記名・無記名の別】	無記名式	【券面総額】	50億円(予定)(注2)
【各債券の金額】	100万円(注3)	【売出価格】	額面金額の100%
【売出価格の総額】	50億円 (予定)(注2)	【利率】	額面金額に対して、 (i) 2015年8月5日(当日を含む。)から 2015年11月5日(当日を含まない。)まで の期間： 年(未定)% (年7.00%以上年11.00%以下 を仮条件とする。)  (ii) 2015年11月5日(当日を含む。)から償 還期限または(場合により)強制早期償還 日(いずれも当日を含まない。)までの期 間： (イ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為 替以上の円安である場合 年(未定)% (年7.00%以上年11.00%以下 を仮条件とする。) (ロ) 利率判定日の参照為替が、利率判定為 替未満の円高である場合 年0.10%  (注2)(注4)
【償還期限】	2020年8月5日 (注3)	【売出期間】	2015年7月27日から 2015年8月4日まで(注5)
【受渡期日】	2015年8月6日(注5)		
【申込取扱場所】	売出人の日本における本店、各支店および各営業部店ならびに下記(注7)に記載の金融機関 および金融商品仲介業者の営業所または事務所(注8)		

- (注1) 本債券は発行者の債券発行プログラム (Programme for the Issuance of Debt Instruments) (以下「債券発行プログラム」という。) に基づき2015年8月5日(注5) (以下「発行日」という。) に発行され、売出人と同一グループ会社である英国SMBC日興キャピタル・マーケット会社により引受けられる。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。
- (注2) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額は50億円 (予定) である。  
本債券の券面総額および売出価格の総額は、上記仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。  
本債券に関する予定および未定の発行条件は、需要動向を勘案した上で、2015年7月下旬に調印される予定の最終条件書により決定される予定である。
- (注3) 本債券についての申込単位は、100万円の整数倍とする。本債券の利息の支払は日本円によりなされるが、本債券の最終償還は、2020年8月5日 (以下「満期償還日」という。) において、下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」に従い日本円またはトルコリラによりなされる。また、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」に記載するとおり、償還期限前に償還される可能性がある。なお、その他の償還期限前の償還については、下記「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」および「11 その他」を参照のこと。
- (注4) 利率判定日、参照為替および利率判定為替の定義については、下記「2 利息支払の方法」を、強制早期償還日の定義については、下記「3 償還の方法 (2) 強制早期償還」を、それぞれ参照のこと。
- (注5) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者 (以下「信用格付業者」という。) から提供され、または閲覧に供される信用格付 (予定を含む。) はない。  
なお発行者は、債券発行プログラムに対し、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (以下「ムーディーズ」という。) より2015年5月7日付で(P)Aaaの格付を、スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス (以下「S&P」という。) より2015年5月7日付でAA+の格付を、それぞれ取得しているが、これらの格付は直ちに債券発行プログラムに基づき発行される個別の債券に適用されるものではない。ムーディーズは従来、債券発行プログラムに最終格付を付与してきたが、プログラム格付が最終的なものではないということにより適切に表すため、債券発行プログラムには予備格付を付与することとしている。ムーディーズの予備格付には、格付の前に(P)が付加される。  
ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。  
ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官 (格付) 第2号) およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官 (格付) 第5号) が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ (ムーディーズ日本語ホームページ ([https://www.moodys.com/pages/default\\_ja.aspx](https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)) の「信用格付事業」のページ) にある「無登録業者の格付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ ([http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/home](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 ([http://www.standardandpoors.com/ja\\_JP/web/guest/regulatory/unregistered](http://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)) に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。
- (注7) 売出人は、金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けた金融機関および同法第66条に基づく登録を受けた金融商品仲介業者に、本債券の売出しの取扱業務の一部を行うことを委託している。
- (注8) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が、売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われぬ。
- (注9) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法 (その後の改正を含む。) (以下「証券法」という。) に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

**【売出しの委託契約の内容】**

該当なし。

**【債券の管理会社】**

該当なし。

財務代理人

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）	
会社名	住所
シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)	連合王国 ロンドン市 E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター (Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

**【振替機関】**

該当なし。

**【財務上の特約】**

担保設定制限については、下記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

債務不履行に基づく期限の利益喪失については、下記「11 その他」を参照のこと。

**2 【利息支払の方法】**

各本債券の利息は、下記「適用利率の決定」の記載に従い決定される利率で、発行日である2015年8月5日（当日を含む。）からこれを付し、2015年11月5日を初回としてそれ以降満期償還日まで、毎年2月5日、5月5日、8月5日および11月5日（以下それぞれ「利払期日」という。）に発行日または直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間について日本円で後払いされる。

適用利率の決定

本債券の利率は以下に従って決定される。

- (1) 固定利率：2015年8月5日（当日を含む。）から2015年11月5日（当日を含まない。）までの期間については、年（未定）%（年7.00%以上年11.00%以下を仮条件とする。）。すなわち、額面金額100万円の各本債券につき、2015年11月5日に、その日（当日を含まない。）までの利息として、（未定）円が後払いされる。
- (2) 変動利率：2015年11月5日（当日を含む。）から満期償還日（当日を含まない。）までの期間（以下「連動利息期間」という。）については、2016年2月5日を初回とし満期償還日を最終回とする利払期日（以下「連動利払期日」という。）に、各連動利払期日（当日を含まない。）までの3ヵ月間の期間についての利息（以下「連動利息額」という。）が後払いされる。各利息期間（以下に定義される。）に適用される利率および各連動利払期日に支払われる額面金額100万円の各本債券の利息額は、計算代理人（以下に定義される。）により以下に従って決定される。

- (i) 関連する連動利払期日直前の利率判定日の参照為替が利率判定為替と等しいかそれを上回る円安である場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年（未定）%（年7.00%以上年11.00%以下を仮条件とする。）とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、（未定）円とする。
- (ii) 関連する連動利払期日直前の利率判定日の参照為替が利率判定為替を下回る円高である場合、かかる連動利払期日（当日を含まない。）に終了する利息期間に適用される利率は、年0.10%とし、かかる連動利払期日に支払われる連動利息額は、各本債券につき、250円とする。

利払期日が営業日（以下に定義される。）にあたらぬ場合には、翌営業日を利払期日とする。なお、かかる利払期日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は一切なされない。

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

「営業日」とは、ロンドン、イスタンブールおよび東京において商業銀行および外国為替市場が営業を行い、支払の決済を行っている日（土曜日および日曜日を除く。）で、かつTARGET営業日（以下に定義される。）にあたる日をいう。

「参照為替」とは、円/ユーロ参照為替（以下に定義する。）をトルコリラ/ユーロ参照為替（以下に定義する。）で除して得られる為替レートをいい、小数第3位を四捨五入するものとする。円/ユーロ参照為替およびトルコリラ/ユーロ参照為替の一方または両方を構成参照為替という。

「円/ユーロ参照為替」とは、計算代理人が決定する、該当する日の午後2時15分（中央ヨーロッパ標準時）頃のロイター・スクリーン「ECB37」ページまたは当該サービスにおいてこれに代わるページに表示された1ユーロに対する日本円の直物外国為替レートをいう。

「トルコリラ/ユーロ参照為替」とは、計算代理人が決定する、該当する日の午後2時15分（中央ヨーロッパ標準時）頃のロイター・スクリーン「ECB37」ページまたは当該サービスにおいてこれに代わるページに表示された1ユーロに対するトルコリラの直物外国為替レートをいう。

該当する日の午後2時15分（中央ヨーロッパ標準時）現在において、ロイター・スクリーン「ECB37」ページまたは当該サービスにおいてこれに代わるページに、構成参照為替のいずれかが表示されない場合、計算代理人は、その独自の裁量により、誠実にかつ商業上合理的な方法により、当該日における当該構成参照為替を決定する。

「基準為替」とは、発行日の参照為替をいう。

「利率判定日」とは、各連動利払期日（連動利払期日が調整された場合は調整後の連動利払期日）または連動利息期間におけるその他の利息の支払期日の15営業日前の日をいう。

「計算代理人」とは、（未定）をいう。

利率判定日、最終償還判定日（「3 償還の方法（1）最終償還」に定義される。）および強制早期償還判定日（「3 償還の方法（2）強制早期償還」に定義される。）における参照為替、基準為替、利息額、満期償還額（「3 償還の方法（1）最終償還」に定義される。）ならびに強制早期償還（「3 償還の方法（2）強制早期償還」に定義される。）が決定され次第、計算代理人は発行者および財務代理人に対し、書面により通知する。財務代理人は計算代理人より通知を受領次第、後記「10 公告の方法」に従って本債券の所持人（以下「本債権者」という。）に対し同様の内容を速やかに通知する。

計算代理人が本債券の目的のために付与した、表明した、行ったまたは入手したすべての通知、意見、証明、計算、建値および決定は（明白な誤謬がない限り）、発行者、財務代理人および本債権者または利札の所持人を拘束し、また（前記のとおり明白な誤謬がない限り）計算代理人は、かかる目的のための計算代理人によるその権限および裁量の行使に関連して、本債権者または利札の所持人に対しいかなる責任も問われることはないものとする。

「TARGET営業日」とは、TARGET2（以下に定義される。）またはその承継者がユーロによる支払の決済を行っている日をいう。

「TARGET2」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer payment system)で、単独共有プラットフォーム(single shared platform)を利用し、2007年11月19日に開始したものをいう。

「利息期間」とは、発行日(当日を含む。)または利払期日(当日を含む。)から直後の利払期日(当日を含まない。)までの期間をいう。

「利率判定為替」とは、基準為替から8.00円を引いて得られるレートをいう。

本債券はその最終の償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合、本債券には、(i)当該本債券に関してその受領日までに期限の到来している金額の総額が、当該本債権者によりもしくはかかる本債権者のために受領された日、または(ii)財務代理人が、本債権者に対して、本債券に関して以下に記載する通知日の5日後の日までに期限が到来する金額の総額を財務代理人が受領したことを通知した日から5日後の日(その後に支払の不履行があった場合を除く。)のうち、いずれか早い方の日まで、本項に従って(判決の前後とも同様に)継続して利息が発生するものとする。

利息期間以外の期間について、各本債券につき支払われる利息の金額は、各本債券の額面金額に、上記に記載の利率を乗じて得られた金額に、下記の算式に基づき当該期間(以下「計算期間」という。)の日数を360で除して得られた商を乗じることにより計算される(1円未満を四捨五入して計算される。)

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、計算期間の日数は、計算期間の初日(当日を含む。)から計算期間の末日(当日を含まない。)までを計算する。

### 3【償還の方法】

#### (1) 最終償還

本債券が償還期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は満期償還日である2020年8月5日に、額面金額100万円の各本債券につき下記の償還金額(以下「満期償還額」という。)で償還される。満期償還日が営業日にあたらぬ場合には、翌営業日を満期償還日とする。なお、かかる満期償還日の調整がなされた場合であっても支払われるべき金額の調整は行われない。

(i) 最終償還判定日の参照為替が償還判定為替(以下に定義する。)を上回るかまたはそれと等しい場合、額面金額100万円の各本債券につき満期償還額は、100万円とする。

- (ii) 最終償還判定日の参照為替が償還判定為替を下回る場合（以下「トルコリラ償還事由」という。）、額面金額100万円の各本債券につき満期償還額は、100万円を基準為替で除して算出されるトルコリラ金額（ただし、0.01トルコリラ未満は四捨五入するものとする。）とする。

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「償還判定為替」とは、基準為替から12.00円を引いて得られるレートをいう。

「最終償還判定日」とは、満期償還日（満期償還日が調整された場合は調整後の満期償還日）の15営業日前の日をいう。

本債券につき、発行者がトルコリラによる支払義務を負うにもかかわらず、取引所規制の発動、トルコリラの他通貨への代替もしくは使用停止または発行者が制御できないその他の事由により、トルコリラを外国為替市場で入手できない場合には、発行者は当該支払につき、計算代理人がその独自の裁量により誠実にかつ商業上合理的な方法に従い決定する通貨および為替レートでの支払によって、その義務を履行することができる。

## (2) 強制早期償還

事前に償還または買入消却されない限り、計算代理人が、いずれかの強制早期償還判定日の参照為替が強制早期償還判定為替（以下に定義される。）と等しいかそれを上回る円安となったと決定した場合、当該強制早期償還判定日の直後の強制早期償還日において、本債券は、そのすべて（一部のみは不可。）が、額面金額にて償還される（以下「強制早期償還」という。）。

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「強制早期償還判定為替」とは、下記のそれぞれの強制早期償還日につき、下記に記載される為替をいう。

強制早期償還日	強制早期償還判定為替
2015年11月5日	基準為替 + 3.00円
2016年2月5日	基準為替 + 2.50円
2016年5月5日	基準為替 + 2.00円
2016年8月5日	基準為替 + 1.50円
2016年11月5日	基準為替 + 1.00円
2017年2月5日	基準為替 + 0.50円
2017年5月5日	基準為替
2017年8月5日	基準為替 - 0.50円
2017年11月5日	基準為替 - 1.00円
2018年2月5日	基準為替 - 1.50円
2018年5月5日	基準為替 - 2.00円
2018年8月5日	基準為替 - 2.50円
2018年11月5日	基準為替 - 3.00円
2019年2月5日	基準為替 - 3.50円
2019年5月5日	基準為替 - 4.00円
2019年8月5日	基準為替 - 4.50円
2019年11月5日	基準為替 - 5.00円
2020年2月5日	基準為替 - 5.50円
2020年5月5日	基準為替 - 6.00円

「強制早期償還判定日」とは、強制早期償還日の15営業日前の日をいう。

「強制早期償還日」とは、2015年11月5日（当日を含む。）から2020年5月5日（当日を含む。）までの各利払期日（利払期日が調整された場合は調整後の利払期日）をいう。

(3) 税制変更による期限前償還

(i) フィンランド共和国（以下「フィンランド」という。）、その下部行政区画、その課税当局もしくは課税機関の法令もしくは規制の改正、またはかかる法令もしくは規制の解釈もしくは運用の変更が本債券の発行日以降に生じたことにより、本債券の次の支払に際して発行者が下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める追加額を支払うことを要する場合で、

(ii) 上記の事態が発生している旨と、それを招来した事由を記載した発行者の権限を有する者1名が適式に署名した証明書、およびかかる事態が発生している旨の定評ある独立の法律顧問の意見書を発行者が財務代理人に交付することにより、かかる事態が証された場合、発行者はその裁量により、下記「10 公告の方法」に従い本債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（変動利率で利息が付される債券の場合は、利息が支払われる日に終了する30日以上60日以内の通知）（取消不能とする。）を行うことにより、

(a) 本債券の額面金額に当該償還日までの経過利息を付して未償還債券の全部（一部は不可）を償還することができ（ただし、かかる償還通知は、仮にある日に本債券の支払期日が到来したならば発行者が当該追加額を支払うことを要することになる最初の日の90日より前に、行うことはできない。（ただし、変動利率で利息が付される債券の場合を除く。））、または

(b) 本債券の期日における不払いがない場合に限り本債権者の同意を得ることなく、本債券の期日どおりに支払を適式に行う債務、ならびに本債券、債券発行プログラムに関連する財務代理人契約証書（以下「財務代理人契約」という。かかる表現には、この契約についての修正および追加を含む。）および発行者が債券発行プログラムに関連して作成、交付した誓約書（以下「誓約書」という。）に基づく発行者のその他いっさいの債務を、発行者に代えて「関連者」に引き受けさせることができる。

「関連者」とは、保証者により直接もしくは間接に支配される法主体、発行者を直接もしくは間接に支配する法主体または発行者と共通の支配下にある法主体を意味する。また、発行者または法主体を「支配」するとは、発行者またはかかる法主体の過半数の議決権を保有することを意味する。

(4) 買入

発行者はいつでも、公開市場その他の市場でいかなる価格でも本債券（確定債券の場合には当該債券に付された支払期日未到来の利札すべてがともに買入れられるものとする。）を買入れることができる。

(5) 消却

償還され、または上記に従い買入れられた償還期限未到来のすべての本債券（確定債券の場合には本債券に添付されまたは本債券とともに引渡されもしくは買入れられた期限未到来の利札を含む。）は、消却、再発行または転売することができる。

#### 4 【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

シティバンク・エヌ・エイ、ロンドン支店 (Citibank, N.A., London Branch)

連合王国 ロンドン市 E14 5LB カナリー・ワーフ、カナダ・スクエア、シティグループ・センター  
(Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom)

シティグループ・グローバル・マーケット・ドイチュランド・アー・ゲー  
ジャーマニー・エージェンシー・アンド・トラスト・デパートメント  
(Citigroup Global Markets Deutschland AG, Germany Agency and Trust Department)  
ドイツ フランクフルト 60323、ロイターヴェク 16  
(Reuterweg 16, 60323 Frankfurt, Germany)

本債券に関する支払は、円貨による支払の場合は、東京所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、トルコリラによる支払の場合は、イスタンブール所在の銀行に支払受領者が有する口座への送金またはかかる銀行宛の小切手の振出しにより行われ、いずれの場合も、適用される財政その他の法令・規則に従う（ただし、下記「8 課税上の取扱い (1) フィンランド共和国の租税」に定める規定が妨げられることはない。）。

## 5 【担保又は保証に関する事項】

(1) 本債券は、発行者の無担保の非劣後債務であり、本債券間で互いに優先することなく、発行者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(2) 保証者は、本債権者のために債券発行プログラムに関連する保証状（その時々々の修正および／または補足および／または改訂を含む。以下「保証状」という。）を作成、交付している。保証状に基づき、保証者は本債券上発行者が支払うべきすべての金員の適時かつ適式の支払を無条件かつ取消不能の形で保証している。

保証状に基づく保証者の債務は、保証者の直接かつ無担保債務であり、保証者の現在および将来のその他すべての無担保かつ非劣後の債務と（支払不能の場合には債権者の権利に関するフィンランド法上認められる限度にて）同順位とする。

(3) 本債券が未償還である限り、発行者は、自らの「債務」（以下に定義される。）または発行者による第三者の「債務」に対する保証を担保するため、発行者の現在または将来の財産、資産または収入に対する「担保権」（以下に定義される。）を設定しない。ただし、かかる担保設定と同時またはその前に、かかる「担保権」が本債券に基づくいっさいの支払債務を同等の順位および比率で担保するために必要ないっさいの行為を発行者が行う場合はこの限りではない。また、発行者のために保証者が行う保証に関して発行者が保証者に対して負担する債務を担保するために発行者が保証者に提供する担保については、本項でいう「債務」に対する「担保権」の設定から除外する。

上記の「担保権」とは、抵当権、先取特権（法律の定めにより発生するものを除く。）、質権、負担その他の担保権を意味する。

上記の「債務」とは、ボンド、ノート、ディベンチャーもしくはその他の証券（当初、私募により販売されたかどうかを問わない。）の形態による、またはそれらにより表章される現在および将来の負債で、証券取引所、店頭市場その他認められた証券市場において値付けされ、上場されまたは通常取引されるか、されうるか、またはそのように意図されたもの（その発行要項上、かかる値付け、上場、取引を明示的に妨げている場合には、値付けされ、上場されまたは通常取引されうるものとはみなされない。）を意味する。

## 6 【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務は以下のとおりである。

発行者は、支払期日が到来した本債券に関する元金または利息を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日前に、本債券に関してその時点で支払われるべき元金または利息に相当する金額を当該通貨で支払う。

支払代理人が財務代理人契約に従い支払を行った場合、発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において、財務代理人は、支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、当該支払代理人により支払われた金額を支払う。



また、上記「3 償還の方法 (3) 税制変更による期限前償還」に記載の証明書および法律意見書を発行者から受領するほか、本債券の要項および財務代理人契約により課されるいっさいの業務を履行する。

## 7【債権者集会に関する事項】

債権者集会に関する規定は財務代理人契約に規定されている。

発行者および保証者は（共同して）いつでも、特別決議による本債券の要項の修正を含めた本債権者の利益に影響を及ぼす事項を決する債権者集会を招集することができ、また本債券のその時点の元本残高の10分の1以上を有する本債権者の書面による要求があれば、債権者集会を招集しなければならない。

特別決議事項を審議するための債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。ただし、特別決議によってのみ変更可能な本債券の一定の要項の変更（とりわけ、本債券の元本もしくは利息支払額もしくは利率の変更、償還日もしくは満期償還日における支払額の計算方法の変更、または支払期日の変更に関するもの）を議題に含む債権者集会の定足数は、本債券のその時点の元本残高の4分の3以上を代表または保有する2名以上とする。定足数が足りないために開催された延会後の債権者集会においては、定足数は本債券のその時点の元本残高の過半数を代表または保有する2名以上とする。

債権者集会において可決された特別決議は、出席の有無にかかわらず、すべての本債権者および利札の所持人を拘束する。

## 8【課税上の取扱い】

### (1) フィンランド共和国の租税

本債券の元利金、償還金額等に関するいっさいの支払は、フィンランドによりもしくはフィンランドのために、またはフィンランドの下部行政区画、課税当局もしくは課税機関によりもしくはそのために、現在または将来賦課されるいっさいの種類の前払公租公課を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる前払公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者または（場合により）保証者は、かかる源泉徴収または控除後の本債権者または利札の所持人による純受領金額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債権者または利札の所持人が受領することとなる金額と等しくなるために必要な追加額を支払う。ただし、以下のいずれかの場合においては、本債券または利札に関しての追加額は支払われないものとする。

- (i) 本債券または利札を単に保有していること以外に、フィンランドと関連性を有することを理由として、本債券または利札に関して前払公租公課が課される所持人により、またはかかる所持人のために、支払のために呈示される場合。
- (ii) 関連日（以下に定義される。）から30日以上経過後に支払のために呈示される場合。ただし、本債権者または利札の所持人がかかる30日の期間の終了時に支払のために本債券または利札を呈示すれば得られたであろう追加額については、それを限度として支払われる。
- (iii) かかる源泉徴収または控除が個人に対する支払に課される場合で、かつ欧州連合理事会指令2003/48/ECにより、または当該指令を施行もしくは遵守するためのもしくは当該指令に一致させるために導入されたあらゆる法律により、かかる源泉徴収または控除が必要とされる場合。
- (iv) 本債券または利札をEU加盟国所在の他の支払代理人に対して呈示したならばかかる源泉徴収または控除を回避することが可能であったであろう当該本債券または利札の所持人により、またはかかる所持人のために、支払のための呈示がなされた場合。

「関連日」とは、いっさいの支払に関して期日が最初に到来する日、または財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合には、かかる金員を全額受領し、かつ、下記「10 公告の方法」に従いその旨の通知が本債権者に対して適式になされた最初の日を指す。

## (2) 日本国の租税

以下は主に本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。本債券のようなデリバティブ取引が組み込まれた公社債については、本債券に投資しようとする者が内国法人である場合、法人税法上は原則として組込デリバティブ取引を公社債部分から区分することは求められないと考えられる。本債券に投資しようとする者が日本国の居住者である個人である場合の所得税法上の取扱いは、明らかではないが、原則としては組込デリバティブ取引を公社債部分から区分しないで一体として取り扱うべきものと考えられる。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本債券の利息は、一般的に利息として扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上、国税と地方税が源泉税として課される。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。上記にかかわらず、2016年1月1日以降に日本国の居住者が支払を受ける本債券の利息は、申告分離課税の対象となる。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の満期償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を超える場合のその差額は、明確ではないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者である個人に帰属する場合は、雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる（所得税法第35条第1項、所得税基本通達35-1（3））。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっている。また、本債券の満期償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額に満たない場合のその差額（償還差損）は、課税しないものとみなされることとなると思われる。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差益は、申告分離課税の対象となる。償還差益が内国法人に帰属する場合は、原則として、当該償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また、償還差損は、原則として、損金の額として日本国の所得に関する租税の課税所得の計算に算入される。

日本国の居住者である個人が本債券を譲渡した場合の取扱いは明確ではない。債券の利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除した割合が100分の150以上である債券（利子を付さない期間があるものを含む。）については、租税特別措置法第37条の16および租税特別措置法施行令第25条の15に基づきその譲渡に関する損益は総合課税の対象となる。本債券は、利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上になる可能性があるため、譲渡益が譲渡所得として総合課税の対象となる可能性がある。上記にかかわらず、日本国の居住者である個人が2016年1月1日以後に本債券を譲渡した場合には、その譲渡益は、申告分離課税の対象となる。また、内国法人が本債券を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡損益はその内国法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

なお、日本国の居住者である個人に関して2016年1月1日以後に申告分離課税の対象となる本債券の利息、償還差損益および譲渡損益については、一定の条件で、他の債券や上場株式等の利息、配当、償還差損益および譲渡損益等と損益通算を行うことができる。

## 9【準拠法及び管轄裁判所】

- (1) 本債券、財務代理人契約、保証者の保証、誓約書およびこれらに起因または関連する契約で合意されないすべての義務は、イングランド法に準拠する。
- (2) 発行者は、本債権者の利益のために、イングランドの裁判所が、本債券に起因または関連して生じる紛争（本債券に起因または関連して生じる、契約で合意されない義務を含む。）（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有することに合意している。
- (3) 発行者はイングランドの裁判所が紛争を解決するための最も適切で便宜な裁判所であり、したがって発行者はその他の裁判所がより適切で便宜であると主張しないことに合意している。
- (4) 上記(2)は、本債権者の利益のためのみの定めである。したがって、本項の定めは、本債権者が紛争に関する手続（以下「司法手続」という。）を管轄権のあるその他の裁判所で行うことを何ら妨げるものではない。法律が許容する範囲において、本債権者は複数の管轄地において同時に司法手続をとることができる。
- (5) 発行者は司法手続を開始させる書類および司法手続に関連し送達及要求される他の書類につき、WC1R 4JS、ロンドン、ベッドフォード・ロー、20-22 (20-22, Bedford Row, London WC1R 4JS) に所在するジョーダンズ・トラスト・カンパニー・リミテッド (Jordans Trust Company Limited) または2006年会社法に従い訴状の送達ができるグレートブリテンにおける発行者のその他の住所に交付されることによって発行者に送達されることに合意している。かかる者の発行者の訴状の送達を受ける者としての選任が有効ではない、または効力が停止する場合には、発行者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面によるいずれかの本債権者の請求により、発行者のために訴状の送達を受ける追加の者をイングランドにおいて選任する。かかる選任が15日以内に行われない場合には、本債権者は、発行者または財務代理人の指定事務所に交付される発行者宛ての書面による通知により、かかる者を選任する権限を有する。本項の定めは、法律が許容するその他の方法で訴状を送達する本債権者の権利に何ら影響を与えるものではない。本項は、イングランドにおける手続ならびにその他の場所における司法手続にも適用される。
- (6) 発行者は司法手続に関して、司法手続でなされた命令または判決による財産（発行者が使用または使用を予定しているかにかかわらず。）に対する取得、執行、強制執行（これらに限らない。）を含む司法手続に関連した書類の発行または救済の付与に対して一般に同意している。
- (7) 発行者が、いずれかの管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に対する訴訟、強制執行、差押え（強制執行の補助、判決前の保全その他を問わない。）またはその他の法的手続からの免責を主張することができ、かつかかる免責（主張されているか否かを問わない。）がかかる管轄地において発行者自身、その資産またはその収入に帰因しうる場合、かかる管轄地の法律が最大限許容する範囲内で、発行者はかかる免責を主張せず、取消不能の形で放棄することに同意している。

## 10【公告の方法】

ロンドンにおいて一般に頒布されている主要日刊紙（フィナンシャル・タイムズ (Financial Times) を予定）に掲載された場合、かかる掲載が実際的でないときはヨーロッパにおいて一般に頒布されているその他の英文の主要日刊紙に掲載された場合、または本債券が仮大券もしくは恒久大券で表章されているときは、下記「11 その他(2)」に記載されたユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）、クリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルク（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）およびその他関連決済機関にその記録上の当該大券の持分保有者に連絡すべく通知を交付した場合、本債権者に対する通知は有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた通知は、かかる掲載日に（または1回以上掲載された場合には、最初の掲載日に）、またはかかる交付の日に、有効に行われたものとみなされる。

上記に従い本債権者に対して行われた通知は、利札の所持人に対しても有効になされたものとする。

## 11【その他】

(1) 下記に掲げる事由または事態（それぞれ以下「不履行事由」という。）は本債券の期限の利益喪失事由である。

- (i) 発行者が支払期日が到来した本債券に関するいずれかの支払を、支払期日から10日を超えて怠った場合。
- (ii) 発行者または保証者が上記（i）に記載した支払以外に本債券に規定したその他の約束の履行を怠り、かつ本債権者が当該不履行の治癒を発行者または保証者に要求する旨、財務代理人に対し書面により通知した日から90日間当該不履行が継続している場合。
- (iii) 発行者もしくは保証者のいずれかの借入金債務が債務不履行を理由に定められた期限に先立って返済すべきことになる場合、かかる借入金債務のいずれかが期日もしくは適用ある猶予期間満了までに支払われない場合、発行者もしくは保証者のいずれかが借入金債務のために設定した担保権が実行可能となる場合、または発行者もしくは保証者のいずれかが第三者の借入金債務（総額が50,000,000ユーロ（その他の通貨の場合は50,000,000ユーロ相当）以上のもの）に関して付与した保証もしくは補償が期日に支払われない場合。
- (iv) 発行者もしくは保証者が破産もしくは支払不能の宣告を受けた場合、発行者もしくは保証者が支払を停止した場合、発行者、保証者もしくはその資産の相当な部分に関する倒産手続に関して、管財人、受託者その他類似の管理者の選任もしくは債権者との法定和議手続を開始する命令、行為が裁判所もしくは行政機関によりなされ、もしくは発行者もしくは保証者がかかる選任もしくは手続の申立てを決議した場合、または発行者もしくは保証者が解散もしくは清算した場合。
- (v) 保証者の保証が完全な効力を消失した場合、または保証者の保証が完全な効力を有しない旨保証者が主張する場合。

本債券に関し不履行事由が発生した場合、各本債権者は発行者に宛てた書面による通知を行うことにより、当該各本債券および未払経過利息は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣告することができ、その場合には、発行者がその通知を受領する前にすべての不履行事由が治癒されていない限り、呈示、要求、異議またはその他あらゆる種類の通知（本債券のこれに相反する条件にかかわらずこれらすべてを発行者は明示的に放棄する。）を必要とせず、直ちに当該各本債券は額面金額に未払経過利息を付して償還される。

(2) 本債券の各発行は当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は発行日頃にユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの預託機関または共通預託機関に預託される。

仮大券の発行日から40日後の日以降、米国財務省規則によって要求される実質的所有者に関する証明書（大要仮大券に記載されている様式または関連決済機関が一般に使用する様式によるもの）が受領されていることを前提として、仮大券は恒久大券と交換しうる。

本債券が仮大券により表章されている場合において、当該本債券の利払期日が到来した場合、利払いは、上記の実質的所有者に関する証明書がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関に受領された場合に限り行われるものとする。恒久大券に関する支払は、証明書を要求することなく、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルク、その他関連決済機関を通じて行われる。

恒久大券は、恒久大券に定める一定の場合を除き、かかる恒久大券の所持人の選択により確定債券と交換されることはない。また、かかる選択は、取引単位金額が本債券の額面金額の整数倍でない場合には適用されない。また、最低額面金額が、100,000ユーロに1,000ユーロ（もしくは他の通貨による相当額）を加算した額であるか、または100,000ユーロ未満のその他の整数倍である場合は、45日前の通知によりまたはいつでも確定債券との交換を請求できるという恒久大券の所持人の選択は、適用されない。ただし、恒久大券は、本債券が期限の利益を喪失し直ちに償還されなければならない場合またはユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルクもしくはその他関連決済機関が14日間（公休日を除く。）連続して業務を停止し、もしくは永久に業務を停止する旨発表した場合には、確定債券と交換される。

(3) 本債券の償還において支払期日が到来した金員（経過利息を含む。）の支払は、いずれかの支払代理人の指定事務所における当該本債券の呈示および提出（支払金員が不足し全額の支払がなされないときは提出を要しない。）と引換えに行われる。

本債券に関する利息の支払は以下のとおり行われる。

- (i) 仮大券または恒久大券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において仮大券または恒久大券の呈示と引換えに行われ、仮大券の場合には要求されている証明書の提出を要する。
- (ii) 当初の交付時に利札を付すことなく交付された確定債券の場合は、合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において当該確定債券の呈示と引換えに行われる。
- (iii) 当初の交付時に利札を付して交付された確定債券の場合は、当該利札の提出、または利息の支払に予定された日以外の利息の場合には確定債券の呈示と引換えに行われ、いずれの場合も合衆国外のいずれかの支払代理人の指定事務所において行われる。

本債券に関する元金金その他の金員の支払期日が、営業日にあたらぬ場合、本債権者および利札の所持人は、翌営業日までかかる場所において金員の支払を受けることができず、また本債券の要項に従い支払がなされない場合を除きかかる遅滞に関し利息その他の金員を請求することができない。

利札を付して当初交付された各確定債券は、償還のためには、すべての期日未到来の利札とともに提出されなければならない。すべての期日未到来の利札が提出できない場合、(a) 固定利息の利札については、欠缺利札額面額をかかぬ欠缺がなければ償還に際して支払われるべき金額から控除し、かかる控除額は、支払代理人の指定事務所においてかかる欠缺利札の提出と引換えに、かかる償還日の10年後またはかかる利札の支払期日の5年後の遅い方まで、支払われる。また、(b) 変動利息の利札については、当該確定債券に関連ある期限未到来の利札（当該確定債券に付されているか否かを問わない。）はすべて無効となり、当該利札に関する支払は償還後にはなされない。

- (4) 本債券または利札は、紛失、盗失、毀損、汚損または破棄の場合、適用あるすべての法律に従い、請求者がかかる代り券に関するすべての費用を支払い、かつ発行者および財務代理人が要求する証拠、担保および補償に関する条件に服した場合、財務代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを引渡さなければならない。
- (5) 本債券は、支払のための呈示が、支払期日から元本については10年以内、利息については5年以内に行われなかった場合は無効となる。

### 第3【資金調達目的及び手取金の使途】

該当事項なし。

### 第4【法律意見】

発行者の社内法律顧問であるテルヒ・ヴァイニカラ(Terhi Vainikkala)氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 発行者はフィンランド法に基づき適法に設立され存続している公開有限責任会社である。
- (2) 有価証券届出書に記載された本債券の売出しは、発行者により適法に承認されており、フィンランド法上適法であり、本債券の発行に関し発行者に対し要求されている政府の同意、許可および承認をすべて取得している。
- (3) 発行者による関東財務局長への有価証券届出書の提出は適法に授權されており、フィンランド法上適法である。
- (4) 有価証券届出書（参照書類を含む。）中のフィンランド法に関するすべての記載は、重要な点において真実かつ正確である。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）  
平成27年6月30日関東財務局長に提出

#### 2【半期報告書】

該当なし。

#### 3【臨時報告書】

該当なし。

#### 4【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 5【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし。

#### 6【外国者臨時報告書】

該当なし。

#### 7【訂正報告書】

該当なし。

### 第2【参照書類の補完情報】

該当なし。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

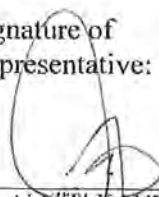
発行者が金融商品取引法第27条において準用する  
 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面  
CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY REFERENCE


Filed on: 15th July, 2015

To: Director-General of Kanto Local Finance Bureau

Name of Issuer: Municipality Finance Plc

Signature of  
 Representative:

  
 \_\_\_\_\_  
 MATTI KANERVA  
 Senior Legal Counsel

  
 \_\_\_\_\_  
 TERHI VAINIKKALA  
 Legal Counsel

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. The aggregate principal amount of the Issuer's notes that have been issued or distributed in Japan through the filing of the securities registration statement is 10 billion yen or more.

(Reference)

<u>Name of Notes</u>	<u>Aggregate Principal Amount</u>
Secondary Distribution of 13th April, 2011 (Settlement Date) Municipality Finance Plc – JPY Nikkei 225 Linked Automatic Early Redemption Notes due 12th April 2016 Guaranteed by THE MUNICIPAL GUARANTEE BOARD	30,000 million yen

(訳文)

参照書類引用資格証明書

関東財務局長 殿

平成27年7月15日 提出

発行者の名称： フィンランド地方金融公社  
(Municipality Finance Plc)

代表者の署名： (署名) (署名)  
MATTI KANERVA TERHI VAINIKKALA  
(上級法律顧問) (法律顧問)

1. 発行者は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 発行者が本邦において有価証券届出書を提出することにより発行し、又は交付された債券の券面総額は100億円以上であります。

(参考)

債券の名称	券面総額
2011年4月13日(受渡日)の売出し フィンランド地方政府保証機構保証付 フィンランド地方金融公社 2016年4月12日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動債券	300億円



## 発行者の概況の要約

### (1) 設立

旧フィンランド地方金融公社(以下「旧公社」という。)は、フィンランドの法律に基づく有限責任会社として、1989年にフィンランド地方自治体年金基金(原語名:Kuntien eläkevakuutus)(以下「Keva」(旧LGPI)または「地方自治体年金基金」という。)(後記「フィンランド地方自治体年金基金」の項を参照のこと。))により、Kevaの構成員の全面的な賛同を受けて設立された。旧公社は、1989年3月29日付で登録番号432.402でフィンランドの商業登記簿に登録された。旧公社は、1998年3月9日付で公開有限責任会社として登録され、商号がMunicipality Finance Ltd.(原語名:Kuntarahoitus Oy)からMunicipality Finance Plc(原語名:Kuntarahoitus Oyj)に変更された。旧公社の株式資本は、その設立以来、Kevaが全額所有していた。旧公社は1991年初めに貸付業務を開始した。

旧公社の運営は信用機関としてフィンランド信用機関法に従っており、その事業はフィンランド金融監督局の監査および監督を受けるとともに、フィンランド財務省およびフィンランド銀行の監督を受けていた。旧公社の目的は、フィンランドの地方自治体および自治体連合ならびに地方自治体がその債務を直接的に保証するその他の法人のために資金調達を確保することに特に重点を置き、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであった。

### 合併後(旧フィンランド地方金融公社とフィンランド地方住宅金融公社との2001年5月1日付合併)

フィンランド地方住宅金融公社(Municipal Housing Finance Plc)は、1993年に設立され、地方自治体および地方自治体が支配している法人により100%保有されていた。同公社の事業目的は、旧公社の事業目的と同様、フィンランド信用機関法に規定される信用機関としての役割を果たすことであり、また特に地方自治体および地方自治体が支配している法人ならびに非営利団体に対して住宅開発のための資金調達を行うことであった。

フィンランド地方金融公社は、2001年5月1日付で、旧公社(1989年設立)とフィンランド地方住宅金融公社(1993年設立)による、フィンランド信用機関法に規定される信用機関であるフィンランド地方金融公社を新会社として設立する新設合併により設立された。2001年4月26日に公社は財務省より信用機関の免許を付与された。

公社は、地方自治体、自治体連合および地方自治体により所有または支配されるさまざまな組織ならびに政府当局から指定された社会政策上の住宅供給に従事する企業から成るフィンランドの自治体部門に対しサービス提供を行っている。公社は1991年からフィンランドの自治体部門に対し資金提供を行っている。公社の任務は、自治体部門およびフィンランド国家により所有される金融機関として、フィンランドの自治体部門の金融サービスにおいて最も需要が高くかつ積極的なパートナーたることである。公社の目的は、自治体部門および公的住宅供給部門のために費用効率の良い金融サービスを確保すること、効率的に業務を行い、収益性を高めること、自給力を高め、主にフィンランド地方政府保証機構法(以下「地方政府保証機構法」という。)(後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。))ならびに関連ある適用法規に遵守したその業務からの資金により自己資本を増加させることである。公社は、顧客関係の重視に積極的に取り組み、顧客のためにソリューションおよびサービスを創出する。

公社のリスク管理アプローチは、リスクの回避および最小化を基礎とする。リスクを最小化し、利益を確保するため、デリバティブはヘッジ目的に限り使用される。定款に従い、公社の株式は、フィンランド地方自治体年金基金、地方自治体、自治体連合、地方自治体の中央機関、地方自治体もしくは自治体連合の完全所有のもしくは支配を受ける法人、またはかかる法人により所有される会社以外には、公社の取締役会の同意なく譲渡することはできない。

2004年に設立された公社の財務アドバイザー・サービス部門は、2007年11月にフィナンシャル・アドバイザー・サービスズ・インスピラ・リミテッド(以下「インスピラ」という。))という社名の子会社として分

社化された。インスピラは、公共部門の運営のための、多様な分野の資金調達における独立した専門的なアドバイザー・サービスに重点を置いている。その目的は、異なる種類のサービスを提供し投資需要に応えることにより顧客を支援することである。

会社による資金調達は、その債券と同様に、フィンランド地方政府保証機構(以下「地方政府保証機構」という。)により保証されている。地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、フィンランドの自治体部門の共同資金調達を保護し発展させるために、同法(その時々改定を含む。)に従い業務を行っている。その構成員は地方政府保証機構法に従い、地方政府保証機構の負債および義務について連帯責任を負っている。後記「フィンランド地方政府保証機構」の項を参照のこと。

フィンランド金融監督局に従いなされた計算によれば、会社の自己資本は、2014年12月31日現在、約623.1百万ユーロであった。会社の2014年12月31日現在の総資産は約300.1億ユーロであり、そのうち貸付ポートフォリオは約192億ユーロを占めていた。

### フィンランド地方自治体年金基金 (Keva) (IDL GPI)

Kevaは、自治体公務員、職員およびその家族を対象とする年金に責任を負う法定の年金基金機関である。Kevaは自治体公務員および職員年金法(202/1964)が可決された1964年に設立された。

2014年初頭、Kevaは956の構成員を有していた。それらは、現在、全地方自治体、全自治体連合(共同活動のために組織されている。)および地方自治体が所有する一部の法人から構成されている。フィンランドの地方自治体および自治体連合のすべては、自治体公務員および職員年金法に基づき、Kevaを通じて年金支給を制度化することを義務づけられているため、Kevaの構成員となっている。

Kevaの債務には、フィンランド政府による保証は付されていない。しかしながら、Kevaは財務省およびフィンランド金融監督局の監督に服する。かかる監督により、Kevaは法律の枠組みの中で活動し、決定を下すことが確保されている。Kevaが保証する債務は、フィンランドの銀行および信用機関に関する自己資本比率の計算上、ゼロ・リスク・ウエイトとなっている。

### フィンランド地方政府保証機構

地方政府保証機構は、地方政府保証機構法に基づき設立された公法機関であり、会社とともに、フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムにおける主要参加者となっている。同機構の主要な目的は、自治体部門全体の共同信用力に基づいて、自治体部門の共同資金調達を保護しかつ発展させ、また有利な条件での資金調達を確保することである。

地方政府保証機構法では、同機構は会社による資金調達(かかる資金はフィンランドの自治体部門もしくはフィンランドにおいて公的住宅の建設、賃貸、維持管理に従事する政府指定の非営利団体への貸付けに使用される。)を支援するために保証を付与することができる旨定められている。地方政府保証機構法(その後の改定を含む。)において、かかる保証の支援の下で調達された資金につき許容される用途には、条件および特定の要件が設けられている。フィンランドの自治体部門の共同資金調達システムは、地方政府保証機構法(その後の改定を含む。)の条件に従い構築され、運営されており、必然的にフィンランドにおける内部行政の一環となっている。

地方政府保証機構の経費のほとんどは、保証手数料収入により賄われている。2014年12月31日現在、地方政府保証機構は17.2百万ユーロの総資産を有していた。他の手段では賄えない経費または債務については、フィンランド人口統計法の規定に従い、前年度末の人口比率に応じて構成員たる地方自治体が責任を負う。また、地方政府保証機構は、短期ベースで、地方自治体の按分比例による要求額を超えた資金を調達する能力を有している。地方政府保証機構は、自らが付与した保証に係る保証料および構成員たる地方自治体の拠出金を、裁判所の決定を得ずに、執行による公租公課の徴収に係る法律に規定される形式による執行命令を利用して回収

することができる。

地方政府保証機構および公社による地方政府保証機構法（その後の改定を含む。）の遵守は、定期的な監視を受けている。地方政府保証機構の評議会により公表された一定の内務規則の運用に関連する地方政府保証機構法の944/2006法による最近の改定は、フィンランド地方政府保証（フィンランドの共同資金調達システム）に関する2004年6月の欧州委員会決定が、EUの政府補助に関する規則がかかる保証には適用されないと結論づけた根拠をさらに強めた。

2015年5月6日現在、フィンランド本土の総人口の100%を占める全301のフィンランド本土の地方自治体が、地方政府保証機構の構成員となっている。オーランド(Åland)地方の地方自治体は、同地方の自治権を理由に、公社の顧客にも地方政府保証機構の構成員にもなっていない。地方自治体は、地方政府保証機構の構成員として、他の手段では賄えない地方政府保証機構の経費または債務について、人口統計法(507/1993)に規定される場所に従い前年度末の人口比に応じて出資する責任を負う。

地方政府保証機構は、必要があれば公社に対し資本注入を行う法人権限を有している。地方政府保証機構の主な資金調達源は、その150百万ユーロの流動性ファシリティおよびエクイティ・ファンドである。

地方政府保証機構により付与される公社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券に対する保証は、元利金および遅延損害利息を保証する無条件かつ取消不能の保証である。

#### 地方政府保証機構の運営

地方政府保証機構の運営機関は、評議会および理事会で構成されている。

同機構の日常の運営は、理事会からの指示および命令に従い代表理事により執行されている。地方政府保証機構の事業運営は、同機構の理事会の提案に基づき財務省により任命された保証機構監査人により監督されている。

#### **フィンランドにおける自治体部門**

##### 概要

フィンランドにおける地方政府の行政は、数世紀にわたり発展してきた独立の自治体による全国的なネットワークにより運営されている。現在の地方政府の基礎は、自治体部門を統制する法律が制定された19世紀後半に確立した。

1917年、フィンランド共和国はロシア帝国より独立を遂げ、現在の憲法が制定された。憲法は、中央政府から独立し、堅固な自治独立状態を享受する自治体に基礎をおいた地方政府制度を擁護している。

フィンランドの地方自治法に基づき、地方自治体は地理的領域によって画定され、フィンランドの全土および全人口がいずれかの地方自治体に属するよう国土全体をカバーしている。各地方自治体の権限は自治体議会にあり、その議員は直接無記名投票により比例代表で選出される。

フィンランドおよびその他の北欧諸国における自治体部門は、他のヨーロッパ諸国の場合よりも公共部門に占める役割の重要性が高い。フィンランドの地方自治体および自治体連合は、同国の労働力の約16%にあたる約426,000人を雇用している。

2014年末現在のフィンランドの地方自治体および地方自治体の共同体の有利子債務ポートフォリオの総額は、166億ユーロであった。今後数年、自治体部門の債務は増加すると公社は考えている。「自治体部門」とは、地方自治体、地方自治体の共同体、地方自治体が所有する株式会社および地方自治体の支配を受けるその他の法

人を指し、「地方政府」とは、地方自治体および地方自治体の共同体のみを指す。

政府の住宅政策の目的は、社会的および地域的にバランスがとれ安定した住宅市場を確保すること、ホームレスをなくすこと、および住宅の質を向上することである。

住宅を妥当な費用で入手可能とするために、政府は、十分な公的住宅の建設を確保しなくてはならない。2014年中、国の利息補助により約6,500戸が建設され、約2,400戸が改修された。現在、政府は、住宅需要の高い発展地域に特に焦点を当て、建設増加の解決策を模索している。ローンおよび利子に対する補助金は、ヘルシンキ首都圏、主要な発展地域および住宅需要が高いその他の地域に振り向けられる。

#### 地方自治体の役割

地方自治法およびその他の法令に基づき、地方自治体には広範な権限および責任が付与されている。地方自治体は長い間、教育および医療の提供に主たる責任を負ってきた。近年、中央政府は社会福祉に関する地方自治体の責任を拡大させており、国からの交付金および補助金で地方政府の合計支出のおよそ17%を賄っている。

自治体部門は、公共輸送、通信、電力、水道および下水処理の重要な供給者でもある。これらの機能の多くは、地方自治体が所有または支配する法人および企業を通じて、また病院および教育機関のような自治体連合を通じて果たされている。

公益事業およびサービス提供に加えて、地方自治体は重要な規制機能を有している。地方自治体は建設許可権を独占的に有しており、かかる許可権は、地方自治体に都市計画および土地利用計画の効果的な管理をもたらしている。また、地方自治体は、多数の公共建物および公共サービス機関の直接の所有者である。

行政庁の建物とは別に、地方自治体は、芸術・文化、スポーツ施設、学校、病院、診療所、老人ホームおよびデイケア・センターのための施設を所有している。

地方自治体は、工業および商業施設を所有しており、民間部門に賃貸している。また地方自治体が所有する不動産会社は賃貸用公的住宅の大半を所有している。

## (2) 資本構成

### (i) 資本構成および債務

以下の表は、2014年12月31日現在のグループの資本構成(未監査)である。

	(単位：千ユーロ)
短期負債	3,182,155
長期負債	
(劣後債券36,934千ユーロの発行を含む)	25,297,590
デリバティブ契約	934,399
株主持分合計	
(制限資本および非制限資本、発行済全額払込済株式資本42,583千ユーロ、 準備金277千ユーロ、資本投資1,009千ユーロ、 公正価値準備金30,914千ユーロ、非制限資本投資準備金40,366千ユーロ、 留保利益479,686千ユーロおよび非支配持分279千ユーロを含む)(1)	595,114
資本構成合計	30,009,259

注記：

(1) 公社(親会社)の授権株式資本の下限は10,000千ユーロである。2014年12月31日現在、公社の発行済全額払込済株式資本に非制限資本投資準備金を加えた金額は83,750,931ユーロであった。

### (ii) 株式資本および主要株主

2014年会計年度末現在、公社の商業登記簿に登録された払込済株式資本は43.0百万ユーロであり、株式数は39,063,798株であった。1株につき年次株主総会における1議決権が付されている。

2014年度末現在、公社は284(2013年12月31日現在：284)の株主を有していた。

#### 2014年12月31日現在の上位10位の株主

	<u>株式数</u>	<u>所有率</u>
1. Keva	11,975,550	30.66%
2. フィンランド共和国	6,250,000	16.00%
3. ヘルシンキ(Helsinki)市	4,066,525	10.41%
4. エスポー(Espoo)市	1,547,884	3.96%
5. VAV Asunnot Oy(ヴァンター(Vantaa)市)(注)	963,048	2.47%
6. タンペレ(Tampere)市	919,027	2.35%
7. オウル(Oulu)市	903,125	2.31%
8. トウルク(Turku)市	615,681	1.58%
9. クオピオ(Kuopio)市	569,450	1.46%
10. ラハティ(Lahti)市	502,220	1.29%

訳注：ヴァンター(Vantaa)市により所有される法人

### (3) 組織

#### 取締役会

##### 取締役会の義務

取締役会は、公社の経営および適正な事業運営に責任を負う。取締役会は、有限責任会社法、定款および監督当局が公布するその他の法令・法規において規定されるその責務を負う。公社では、取締役会の義務および原則は、取締役会手続規則において内部指示の一環として承認されている。取締役会の主たる責務は、公社の戦略、年間事業計画および予算の承認、公社の財政状況の監視、ならびに公社の経営およびとりわけリスク管理が確実に経営陣により適正に実施されるように監督すること等である。取締役会はまた、事業活動の規模および範囲に関する広範囲に及ぶすべての決定を行う。

会計監査人および内部監査は取締役会に対し報告を行い、これにより取締役会は確実に公社の状況に関する独立した情報を受領することができる。取締役会は、公社の価値および業務倫理方針ならびにその他の事業方針を承認する。取締役会は、最高経営責任者および最高経営責任者代理の選定および解職につき責任を負い、また、報酬制度に関する方針を決定する。

取締役会は、各会計年度の内部監査計画を承認し、2014年会計年度中に内部監査により実施されたすべての調査は、公社の経営陣、監査委員会および取締役会に報告された。

##### 取締役会の構成および任期

定款に基づき、取締役会は最低5名、最大8名の取締役から構成される。取締役は年次株主総会において選任され、各取締役の任期は選任後最初の年次株主総会終了時に満了する。毎年、指名委員会は、取締役会の構成について年次株主総会に対する提案を作成する。

#### 委員会

取締役会は、その業務をできる限り効率的に組織するため、関連事務の準備のための監査委員会および報酬委員会を設置している。必要な場合、取締役会はこれら2つの委員会に加えその他の委員会を設置することもできる。取締役会は、取締役の中から当該委員会の委員長および委員を選定する。委員会は、その活動に関して定期的に取締役会に対し報告を行う。

監査委員会の目的は、財務報告、内部統制およびリスク管理に係る職務について取締役会を補助する準備機関として行為することである。かかる枠組みの中で、監査委員会はまた、会計監査人および内部監査の職務を監督する。監査委員会の手続規則は、取締役会により承認される公社のコーポレート・ガバナンス方針の一部を構成している。

取締役会の報酬委員会は、公社の報酬制度に関する目標設定、目標達成に関する評価、報酬制度ならびに最高経営責任者および最高経営責任者代理の報酬およびその他の給付の改善に関する取締役会の判断を補助する準備業務に責任を負う。

##### 株主による指名委員会

公社は、年次株主総会により設置された株主による指名委員会を有しており、同委員会は、年次株主総会に対して、取締役の員数、取締役候補者およびその報酬について提案する義務を負う。さらに、株主による指名委員会は、年次株主総会において選任される取締役会の会長および副会長について提案する。

年次株主総会決議に従い、株主による指名委員会は4名から構成される。公社の上位3位の大株主がそれぞれ1名の委員を指名し、フィンランド地方自治体連盟が1名の委員を指名する。

#### 最高経営責任者および経営陣

定款に基づき、公社は取締役会により選定される最高経営責任者および最高経営責任者代理を有する。

最高経営責任者の職務は、取締役会が採択した決議事項を実施するために公社の業務を運営し、取締役会が設定した戦略、リスク管理方針および制限に沿って公社の業務を維持することである。経営陣の補佐を受け、最高経営責任者は公社の日常業務の効率性を監視（内部統制、リスク管理および法令遵守の監督を含む。）し、効率的な組織構造を維持し、取締役会に報告を行う責任を負う。

最高経営責任者および最高経営責任者代理は、取締役会により選定される。最高経営責任者は、経営陣の他のメンバーを選定する。

#### 年次株主総会

公社の年次株主総会は、毎年4月末までに、取締役会が設定した日に開催される。

### (4) 業務の概況

#### 2014年度の概要

利息純収益は前年度に比べ7%増加し、合計160.0百万ユーロ（2013年度：149.5百万ユーロ）に上った。

グループの営業利益は144.2百万ユーロ（2013年度：141.3百万ユーロ）であった。前年比の増加率は2%であった。

総資産は30,009百万ユーロ（2013年度：26,156百万ユーロ）であった。

グループの自己資本比率は引き続き高く、当年度末現在のリスク加重資産に対する自己資本比率は33.53%（2013年度：32.52%）であり、リスク加重資産に対するTier1資本比率は29.98%（2013年度：28.86%）であった。比較年度である2013年度の数値は、2014年1月1日に施行されたEUの自己資本規制に基づき計算されている。

2014年度末現在、レバレッジ比率は1.8%（2013年度：1.7%）であった。

2014年度の資金調達合計額は7,440百万ユーロ（2013年度：10,695百万ユーロ）に上った。資金調達総額は26,616百万ユーロ（2013年度：23,108百万ユーロ）に増加した。

貸付けは19,205百万ユーロ（2013年度：17,801百万ユーロ）に増加し、新規貸付実行額は、2,775百万ユーロ（2013年度：3,537百万ユーロ）に上った。

当年度末現在、リース・ポートフォリオは133百万ユーロ（2013年度：81百万ユーロ）であった。

2014年度末現在、投資は合計6,751百万ユーロ（2013年度：5,671百万ユーロ）であった。

公社の子会社インスピラの収益は2.5百万ユーロ（2013年度：1.7百万ユーロ）であった。2014年度末現在の営業利益は、合計0.4百万ユーロ（2013年度：0百万ユーロ）であった。

## 事業運営の動向

### グループの構成

フィンランド地方金融公社グループは、フィンランド地方金融公社およびフィナンシャル・アドバイザー・サービス・インスピラ・リミテッドにより構成される。

公社の使命は、資本市場から競争価格で資金調達を行うことにより、地方自治体、自治体連合および地方自治体の支配を受ける組織ならびにフィンランド住宅金融開発センター（ARA）により指定された非営利企業が、あらゆる市況下において市場からの調達資金の融資を受けられるようにすることである。

インスピラは、公共部門に対して、財務アドバイザー・サービスを提供する。そのサービスには、公共部門による投資のためのさまざまな資金調達方法の分析およびそのアレンジメントが含まれる。インスピラはまた、多様な公共部門における所有権に係るアレンジメントのためのサービスを、サービスの計画および価値評価の実施ならびに契約交渉の支援を通じて提供している。インスピラは、公共部門が業務をより効率化し、またより経済的な投資を行う手助けを行っている。

### 利息純収益および営業利益

2014年度中、グループの事業は引き続き良好であった。利息純収益の動向は良好に推移した。当年度末現在の利息純収益は、160.0百万ユーロ（2013年度：149.5百万ユーロ）であった。利息純収益には、自社債券の買戻しによる1.5百万ユーロ（2013年度：10.4百万ユーロ）の収入が含まれている。

当期連結営業利益は144.2百万ユーロ（2013年度：141.3百万ユーロ）となった。公社の営業利益は143.8百万ユーロ（2013年度：141.3百万ユーロ）であった。利益には、市場金利の変動に伴い変動する未実現の金融項目に係るIFRSに基づく公正価値の変更が含まれる。IFRSに基づく評価が利益に及ぼす影響は-2.1百万ユーロ（2013年度：14.4百万ユーロ）であった。

公社の子会社であるインスピラの2014年度の営業利益は、0.4百万ユーロ（2013年度：0.0百万ユーロ）であった。

### 費用

当年度末現在、グループの手数料費用は合計3.8百万ユーロ（2013年度：4.1百万ユーロ）に上った。2014年度の営業費用は4%増加し、21.7百万ユーロ（2013年度：20.9百万ユーロ）に上った。費用の増加は、主に公社の事業環境の変化に伴う管理費用の増加ならびに現在進行中のITシステム開発プロジェクトに起因していた。

管理費用は合計14.7百万ユーロ（2013年度：14.8百万ユーロ）であり、そのうち人件費が9.3百万ユーロ（2013年度：10.4百万ユーロ）を占めていた。有形資産および無形資産の減価償却費は1.4百万ユーロ（2013年度：1.2百万ユーロ）に上った。その他の営業費用は5.5百万ユーロ（2013年度：4.9百万ユーロ）であった。

### 貸借対照表

2014年度末現在のグループの総資産は、前年度末現在の26,156百万ユーロに対し、30,009百万ユーロであった。資産の増加は、公社が2015年度初頭におけるリファイナンスの需要に備えていたことにより、2014年度中、流動性が高い水準に維持されたという事実により説明される。さらに、CSA（クレジット・サポート・アネックス）に基づく担保の受領も資産を増加させた。



## 資金調達

会社の資金調達は、主要な資本市場への多角的展開ならびに信頼性、迅速性および柔軟性に基いている。資金調達の大部分は、債券プログラムに基づく標準化された発行により実施される。会社は、下記の債券プログラムを有している。

ユーロ・ミディアム・ターム・ノート (EMTN) プログラム	25,000百万ユーロ
国内債券プログラム	800百万ユーロ
ユーロ・コマーシャル・ペーパー (ECP) プログラム	4,000百万ユーロ
豪ドル債 (カンガルー債) プログラム	2,000百万豪ドル

会社の資金調達は、ムーディーズおよびスタンダード・アンド・プアーズから会社と同一の信用格付を取得しているフィンランド地方政府保証機構により保証されている。フィンランド地方政府保証機構は、債券プログラムおよびこれらのプログラム以外による資金調達アレンジメントにも保証を供与している。そのため、会社により発行された債券は、EUにおける金融機関の自己資本比率の計算上、ゼロ・リスクとして分類される。

2014年度には、7,440百万ユーロ (2013年度：10,695百万ユーロ) が長期資金調達により調達された。2014年度中、会社は15種類 (2013年度：14種類) の通貨により債券を発行した。2014年度には、合計5,904百万ユーロ (2013年度：9,245百万ユーロ) の短期債券がユーロ・コマーシャル・ペーパー・プログラムに基づき発行され、当年度末現在、当該プログラムに基づく資金調達合計額は1,259百万ユーロ (2013年度：1,592百万ユーロ) に上った。当年度末現在の資金調達総額は、26,616百万ユーロ (2013年度：23,108百万ユーロ) に上った。かかる総額のうち18% (2013年度：15%) がユーロ建てであり、82% (2013年度：85%) が外貨建てであった。

会社は、国際債券市場における積極的な参加者であり、その資金のほとんどすべてを国際資本市場から調達している。2014年度には、合計264件 (2013年度：240件) の資金調達取引が実施された。2014年度中、資金調達の重点は主として公募市場に置かれ、当該年度中の調達資金合計額の43%を占めた。

## 顧客向け貸付

会社の顧客は、地方自治体、自治体連合、地方自治体の支配を受ける組織ならびにフィンランド住宅金融開発センター (ARA) が指定する非営利企業から構成されている。長年にわたり、会社はその顧客への融資者としての重要性を高め、明らかにその顧客セグメントにおける最大の単独事業者となっている。

## 長期貸付

2014年度中、会社が受領した入札要請総額は、4,387百万ユーロ (2013年度：5,090百万ユーロ) であり、そのうち会社は、2,814百万ユーロ (2013年度：3,442百万ユーロ) を落札した。2014年度中に実施された新規貸付金合計額は、前年度に比べ減少し2,775百万ユーロ (2013年度：3,537百万ユーロ) となった。当年度末現在、会社の長期貸付ポートフォリオは、19,205百万ユーロ (2013年度：17,801百万ユーロ) であった。これは前年度に対し8%の増加を示している。

貸付に加え、会社は、地方自治体、自治体連合および地方自治体関連企業に対し、それらの金利リスク管理に対する需要に対応したデリバティブ契約をも提供している。2014年度において、デリバティブ商品に対する需要は高かった。金利が低水準にとどまったため、顧客はその貸付金につき将来の市場金利上昇に対するヘッジを行った。

## リース事業

会社は地方自治体、自治体連合および地方自治体が所有または支配する企業に対し、ファイナンス・リースのサービスを提供している。会社のリース事業の目的は、リース市場において透明性を高め選択肢の幅を広げることである。当年度中、リース・ポートフォリオは64%増加し、当年度末現在、133百万ユーロ（2013年度：81百万ユーロ）であった。

## 短期貸付

地方自治体および自治体連合は、短期資金調達需要を賄うために、地方自治体の短期債券を発行している。地方自治体および自治体連合の支配を受ける企業は、地方自治体関連企業の短期債券を発行している。

低金利が続いたため、顧客は積極的に短期資金調達を利用し続けた。2014年度末現在、公社と締結された地方自治体の短期債券プログラムおよび地方自治体関連企業の短期債券プログラムの総額は、3,787百万ユーロ（2013年度：3,265百万ユーロ）であった。当年度末現在、公社の貸借対照表には、845百万ユーロ（2013年度：704百万ユーロ）の地方自治体の短期債券および地方自治体関連企業の短期債券が含まれており、当該年度中、顧客は、短期プログラムに基づく資金調達により、9,638百万ユーロ（2013年度：8,993百万ユーロ）を調達した。

## 投資業務

会社の投資業務は、調達資金の投資によるものである。資金は、いかなる市況下でも公社の事業を確保できるよう、流動性および信用格付の高い金融商品に投資されている。公社の流動性方針に基づき、その流動性は、爾後最低6ヶ月間事業（新規純貸付けを含む。）を中断なく継続するための需要を満たすのに十分でなければならない。公社は、デリバティブに係る担保契約に基づき受領した現金担保を、短期金融市場の投資商品に投資している。

2014年度末現在、証券投資は合計5,581百万ユーロ（2013年度：5,292百万ユーロ）に上り、その平均信用格付はAA（2013年度：AA）であった。2014年度末現在、証券ポートフォリオの平均償還期間は2.3年（2013年度：3.5年）であった。

## リスク管理原則およびグループのリスク・ポジション

公社の事業には、公社のリスク・ポジションを取締役会により承認された制限の範囲内に確実にとどめるために、十分なリスク管理構造が必要である。公社は、非常に保守的な原則をリスク管理に適用している。その目的は、全体的なリスク状況を公社の優れた信用格付を低下させないような低いレベルに保つことである。

リスク管理において使用される公社の一般的な原則、制限および測定方法は、取締役会により決定される。リスク管理の目的は、貸付け、資金調達、投資およびその他の事業運営に関連するリスクが、公社の低リスク・プロファイルに沿うことを確実にすることである。

投資部門は、公社の長期流動性の管理に関して責任を負っている。財務部門は、公社の総体的な流動性の十分性ならびに市場リスクおよび財務リスクに係る貸借対照表におけるリスク・ポジションの管理について責任を負っている。公社のミドル・オフィス部門は、財務リスクおよびオペレーショナル・リスクに関する監視および報告業務の管理について責任を負っている。リスク・ポジションおよび制限使用は、定期的に経営陣および取締役会に報告される。

公社は、その事業に関連するリスクを特定し、継続的にリスクの認識および管理手法を展開している。リス

クは定期的なリスク分析により評価されている。かかる分析の目的は、事業環境の変化によりもたらされる新たな課題およびリスクを認識し、結果に基づきリスクおよびその管理の優先順位をつけることである。

2014年度中、公社のリスク・ポジションに重大な変更はなかった。リスクは設定された制限内にとどまっており、公社の査定によれば、リスク管理は設定された要件を満たしている。公社のリスク・ポジションは、月次報告の一部として取締役会に定期的に報告され、また、リスク管理の責任者は、6ヶ月毎に取締役会に対し、さまざまなリスク分野に関連した公社のリスク・ポジションに関するより広範な総括を報告する。

### 戦略リスク

戦略リスクは、財政的に収益性のある事業について公社がその戦略の選択を誤る可能性、または公社が選択した戦略を事業環境の変化に適応させられない可能性を指す。グループの戦略リスク管理は、顧客ニーズ、市場動向予測ならびに競争および事業環境における変化の継続的な監視および分析によって行われている。リスクおよびその重要性は毎年、事業計画の策定時に評価されている。グループの現在の戦略は2020年度まで継続される。

### 信用リスク

信用リスクとは、カウンターパーティーの公社に対する債務が不履行となるリスクを指す。公社は、直接、地方自治体および自治体連合に対してのみ、別途の担保なくして貸付けまたはファイナンス・リースを行うことができる。その他に対する貸付けについては、地方自治体もしくは自治体連合による全額保証または不足補填保証、または国による不足補填保証による保証が付されていなければならない。貸付けに地方自治体または国による不足補填保証が付される場合は、主担保金が必要とされる。主担保金の金額は、かかる貸付金額の1.2倍に相当する金額でなければならない。信用リスクを低減する目的でかかる保証が必要とされているため、供与された貸付けはすべて、自己資本の計算においてゼロ・リスクとして分類される。公社は、リース・サービスの対象の残存価値リスクを負担しない。公社は、その事業において不良資産を保有したことも、顧客への融資において信用損失を被ったこともない。

公社は、事前積立金投資ポートフォリオおよびデリバティブ商品に係る信用リスクにもさらされている。カウンターパーティーを選別する際に、公社は、外部信用格付に基づき取締役会により承認された原則および制限に従い信用リスクを評価する。債券の額面価額およびデリバティブの現在の市場価値(公正価値法に基づく。)が、信用リスクを監視するために利用されている。

### 市場リスク

市場リスクとは、市場価格の好ましくない変動または市場価格の不安定性により、公社に損失が生じるリスクを指す。市場リスクには、金利、為替レート、株価およびその他の価格に関するリスクが含まれる。公社は、事業運営から生じる金利リスクをデリバティブ契約の利用により管理している。公社は、すべての外貨調達資金をユーロに転換するデリバティブ契約により、為替リスクをヘッジしている。デリバティブ契約は他の市場リスクのヘッジにも用いられる。デリバティブ契約はヘッジ目的のためにのみ利用することができる。

公社は、以下の市場リスクに一定の制限を設定している。

- 通貨ポジション
- 金利リスク
  - デュレーション
  - バリュース・アット・リスク
  - 経済価値
  - 収益リスク
- 事前積立金投資の価格リスク

#### 通貨ポジション

通貨ポジションは、異なる通貨建ての資産と負債の差額としてユーロ建てで算出される。

#### デュレーション

デュレーションとは、経年的な金利リスクを示したものであり、実勢金利水準による満期までの平均残存期間を表している。

#### バリュース・アット・リスク

バリュース・アット・リスクの数値は、10日の期間内に99%の確率で生じうる、貸借対照表上の市場価値の最大のマイナスの変動をユーロ貨で表している。当社が使用するバリュース・アット・リスク・モデルは、貸借対照表上の市場リスク、即ち実質的には金利感応度を測定するが、これは当社がその他すべての市場リスクをヘッジしているためである。当該モデルは貸借対照表上の信用リスクは測定しない。

#### 経済価値

経済価値は、貸借対照表の現在価値の金利感応度を示す。これは、異なるイールド・カーブの変動局面において、金利の影響を受けやすいキャッシュ・フローの現在価値の変動の計算により測定される。基本想定は、イールド・カーブからの200ベース・ポイントの増減である。

#### 収益リスク

収益リスクとは、公社の利息純収益に対する金利変動の悪影響を指す。基本想定は、イールド・カーブからの100ベース・ポイントの乖離である。かかる影響は、公社の利益率および自己資本に則して評価される。

#### 価格リスク

価格リスクとは、投資リスクの変動または市場のリスク感応度に起因する市場における期待収益率の変動による、事前積立金投資の市場価値の変動の可能性を指す。期待収益率の変動は、99%の信頼水準で計算される。

これらのリスクパラメーターに加え、経営陣は公社の金利感応度に関する分析および貸借対照表上の市場価値の変動計算に関する月次報告書を受領する。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、公社が資金調達契約またはその他の資金調達活動の決済から生じる支払義務を、期日に

履行することができなくなるリスクを指す。公社は、顧客向け貸付および資金調達との間の平均満期を制限することにより流動性リスクを管理している。また、公社は、最低6ヶ月間の流動性需要のために十分な利用可能流動性の最低基準を設定している。

公社の取締役会は、流動性リスクについて、以下の制限を設定している。

- リファイナンス・ギャップ
- 最短期間として測定される流動資産の十分性

## 市場流動性リスク

市場流動性リスクとは、市場が厚みを失っているか、または市場が混乱により機能していないために、公社が市場価格でそのポジションを実現もしくはカバーできないようなリスクを指す。

公社は、市場および商品の流動性を継続的に観察している。そのほか、デリバティブ契約を締結する際には、確立された市場基準を遵守している。公正価値で評価される債券のほとんどすべての市場価値は、市場から入手した相場価格に基づき算出される。残りの債券については、その市場価値は、他の市場情報を利用し算出される。

公社は、フィンランド銀行の金融政策のカウンターパーティーとして承認されている。公社は、フィンランド銀行に対し貸付債権を担保差入しており、かかる担保により中央銀行から貸付けを受けることができる。

## オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、不完全なまたは破綻した内部手続、人事、システムまたは外部要因に起因する損失リスクを指す。オペレーショナル・リスクにはまた、内部および外部規則の不遵守から生じるリスク（コンプライアンス・リスク）、法的リスクおよびレピュテーション・リスクが含まれる。オペレーショナル・リスクは、費用、支払賠償、レピュテーションの低下、ポジション、リスクおよび業績に関する虚偽情報、または事業の中断につながる可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、公社の業務および手続の一部として認識される。これは、各部門および全社的レベルにおけるオペレーショナル・リスクの年次分析により実施されている。オペレーショナル・リスクの管理は、公社の各管理部門および各業務部門の責任である。また、公社のリスク管理担当部門は、他の管理部門および業務部門の支援を行い、全社的レベルでオペレーショナル・リスクの管理を調整する責任を有する。

公社のコンプライアンス機能は、公社の事業に関連する監督当局が発令する法律および規則の改正を継続的に監視し、すべての規制上の変更に適切に対応することを確実にしている。過去数年間において信用機関の事業に係る法律および規則が重大な変更直面し、今後もかかる変更が続く予定であり、公社のコンプライアンスに課題が生じている。公社は、監督当局および利益団体ならびに公社の内部コンプライアンス機能（報告、影響の評価を含む。）の組織との積極的な連絡により、上記に関するリスクを最小化するよう努めている。

公社は、オペレーショナル・リスクの現実化を体系化されたオペレーショナル・リスク事由報告システムによって監視しており、その報告は必要に応じ、業務方針を変更するため、またはオペレーショナル・リスクを低減するために他の手段を実施するために利用される。オペレーショナル・リスク事由は、経営陣および取締役会に対して報告される。2014年度にはオペレーショナル・リスクに起因して発生した重大な損失はなかった。

## 地方政府保証機構の保証状に基づく債務履行能力に影響を及ぼす可能性のあるリスク

地方政府保証機構が保証資金を適時に調達できない可能性

地方政府保証機構の経費は、ほとんどが保証手数料収入により賄われる。2014年12月31日現在、地方政府保証機構は17.2百万ユーロの総資産を有していた。さらに、2015年5月6日現在、地方政府保証機構はその流動性を確保するため、150百万ユーロ相当の独立した第三者からの流動性バックアップ・ファシリティを有している。結果的に、地方政府保証機構により保証される、公社のユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに基づき発行される債券およびその他の債務の合計額は、地方政府保証機構の資産およびバックアップ・ファシリティを上回っている。しかしながら、他の手段では賄えない経費または債務については、（フィンランド）人口統計法に規定されるところに従い、前年度末の人口比に応じて、同機構の構成員であるフィンランドの地方自治体が責任を負う。また、地方政府保証機構は、短期ベースで、地方自治体の按分比例による要求額を超えた資金を調達する能力を有している。地方政府保証機構は、裁判所の決定がなくとも、執行による公租公課の徴収に係る法律に規定される形式による執行命令を利用して、地方政府保証機構が付与した保証に係る保証料および同機構の構成員たる地方自治体の必要な拠出金を回収することができる。しかしながら、地方政府保証機構が、必要な追加資金を構成員たる地方自治体から適時にまたは債務不履行に陥る前に受領できるという保証はない。

## 自己資本比率の管理原則および自己資本比率に係る主要指標

グループは、EUの自己資本規制（EU 575/2013）および自己資本指令（2013/36/EU）に基づき自己資本比率を計算している。信用リスクに関する所要自己資本は標準的手法を用いて計算され、オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本は基本的手法を用いて計算される。グループは、トレーディング勘定も株式またはコモディティーのいずれのポジションも有していないため、市場リスクに係る自己資本比率の計算において通貨リスクのみが考慮される。公社は、すべての外貨建て調達資金をユーロに転換するデリバティブ契約を利用して為替リスクをヘッジしているため、公社の通貨ポジションは極めて小さい。スタンダード&プアーズ、ムーディーズ・インベスターズ・サービスおよびフィッチ・レーティングスにより付与された信用格付が、自己資本比率の計算に使用されるリスク加重を決定するために使用されている。上記各社は、フィンランド金融監督局により自己資本比率の計算について承認を受けた信用格付機関である。信用リスクに関する自己資本比率の計算において、公社は地方自治体により付与された保証およびフィンランド共和国により付与された不足補填保証等の信用リスクを差し引く手法を使用している。デリバティブについては、ネットティング契約、担保契約（ISDA / クレジット・サポート・アネックス）および地方政府保証機構により付与される保証が、デリバティブの相手方のカウンターパーティー・リスクに関する所要自己資本を減じるために使用される。

2014年度末現在、グループの自己資本は、合計623.1百万ユーロ（2013年度：511.5百万ユーロ）であった。普通株式Tier1資本（CET1）は、合計556.4百万ユーロ（2013年度：443.2百万ユーロ）であったが、これには-1.9百万ユーロ（2013年度：-）の、公社の負債評価調整が考慮されている。Tier1資本は、557.2百万ユーロ（2013年度：454.2百万ユーロ）に上った。自己資本には、フィンランド金融監督局から得た許可に基づき、2014年会計年度の利益が含まれている。取締役会が年次株主総会決議に基づき各年度に支払われる配当金額について検討し、公社の財政状態および適用規則に基づき、公社の株主構成を考慮に入れ、配当金に係る提案を行うため、Tier1資本には支払配当準備金は含まれない。当年度末現在のTier2資本は、65.9百万ユーロ（2013年度：57.3百万ユーロ）であり、そのうち、公正価値準備金は、30.9百万ユーロ（2013年度：22.3百万ユーロ）であった。

グループの自己資本比率は引き続き良好であり、リスク加重資産に対する合計自己資本比率は33.53%であった。2013年度末現在、新たな自己資本比率に係る規制に基づくリスク加重資産に対する合計自己資本比率は32.52%であった。2013年12月31日現在有効な自己資本比率に係る規制に基づく自己資本比率は39.88%であった。自己資本比率の2013年度末からの減少は、自己資本比率に係る規制の変更により説明が可能であり、当該規制に基づき、2014年度年初以降、債券およびデリバティブに係るリスク加重資産は、カウンターパーティーの所在国の信用格付を使用する従前の慣行に替えて、カウンターパーティーの信用格付に基づき計算される。新規制により、信用リスクに係る所要資本が増加した。

(5) 経理の状況

財務書類

フィンランド地方金融公社グループ

連結財政状態計算書

	2014年 12月31日現在	2013年 12月31日現在
(単位：千ユーロ)		
<b>資産</b>		
現金および現金同等物	592,907	354,232
信用機関に対する貸付金	1,072,099	589,144
公法人および公共部門企業に対する貸付金	19,337,730	17,882,282
債券	6,416,586	5,985,644
株式および出資持分	9,789	10,050
デリバティブ契約	2,321,699	1,094,150
無形資産	4,757	4,740
有形資産	2,465	2,525
その他の資産	2,196	1,977
未収収益および前払費用	249,032	231,656
<b>資産合計</b>	<b>30,009,259</b>	<b>26,156,402</b>
<b>負債および資本</b>		
<b>負債</b>		
信用機関に対する債務	3,882,771	2,264,386
公法人および公共部門企業に対する債務	963,662	929,209
発行債券	23,230,298	20,269,298
デリバティブ契約	934,399	1,818,359
その他の負債	2,056	1,395
未払費用および前受収益	249,902	268,590
劣後債務	37,943	48,974
繰延税金負債	114,124	85,967
<b>負債合計</b>	<b>29,415,155</b>	<b>25,686,178</b>
<b>資本および非支配持分</b>		
株式資本	42,583	42,583
準備金	277	277
公正価値準備金	30,914	22,285
非制限資本投資準備金	40,366	40,366
留保利益	479,686	364,641
<b>親会社株主に帰属する資本合計</b>	<b>593,825</b>	<b>470,153</b>
<b>非支配持分</b>	<b>279</b>	<b>71</b>
<b>資本および非支配持分合計</b>	<b>594,104</b>	<b>470,224</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>30,009,259</b>	<b>26,156,402</b>



フィンランド地方金融公社グループ

連結損益計算書

(単位：千ユーロ)	2014年1月1日 －12月31日	2013年1月1日 －12月31日
利息収入	212,351	180,014
利息費用	-52,343	-30,524
<b>利息純収益</b>	<b>160,008</b>	<b>149,490</b>
手数料収入	5,047	1,933
手数料費用	-3,834	-4,135
証券取引および外国為替取引純収入	-5,711	5,023
売却可能金融資産純収入	6,629	214
ヘッジ会計純収入	3,693	9,617
その他の営業収入	11	5
管理費用	-14,721	-14,802
有形・無形資産の減価償却費および減損	-1,442	-1,196
その他の営業費用	-5,521	-4,937
その他の金融資産の減損	-	54
<b>営業利益</b>	<b>144,160</b>	<b>141,266</b>
所得税	-28,908	-16,567
<b>当期利益</b>	<b>115,252</b>	<b>124,699</b>
うち、		
親会社株主に帰属	115,044	124,697
非支配持分に帰属	207	1

包括利益計算書

(単位：千ユーロ)	2014年1月1日 －12月31日	2013年1月1日 －12月31日
当期利益	115,252	124,699
その他の包括利益構成項目		
その後の期間に損益計算書に振替えられる項目		
売却可能金融資産（公正価値準備金）		
うち、		
公正価値の純変動	14,462	1,004
損益計算書への振替純額	-3,769	-2,356
IAS第39号に基づく振替えによる調整	92	167
その他の包括利益構成項目に係る税金	-2,157	290
法人税率の変更	-	1,254
<b>当期包括利益合計</b>	<b>123,880</b>	<b>125,057</b>
包括利益合計		
うち、		
親会社株主に帰属	123,673	125,056
非支配持分に帰属	207	1

フィンランド地方金融公社グループ

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)	2014年1月1日 －12月31日	2013年1月1日 －12月31日
<b>営業活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>1,307,834</b>	<b>-62,468</b>
長期資金調達の純変動	1,502,695	3,381,994
短期資金調達の純変動	-402,107	234,714
長期貸付金の純変動	-1,293,531	-2,271,953
短期貸付金の純変動	-141,407	52,280
投資の純変動	128,411	397,440
担保の純変動	1,359,670	-1,970,860
支払利息	-59,423	-28,664
受取利息	210,535	171,333
その他の収入	32,799	16,716
営業費用の支払い	-24,318	-31,525
支払税額	-5,489	-13,943
<b>投資活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-1,348</b>	<b>-3,709</b>
有形資産の取得	-523	-748
無形資産の取得	-825	-2,961
<b>財務活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-10,000</b>	<b>-40,098</b>
劣後債務の変動	-10,000	-40,000
支払配当金	-	-98
<b>現金資金の変動</b>	<b>1,296,486</b>	<b>-106,275</b>
<b>1月1日現在の現金資金</b>	<b>1,885,173</b>	<b>1,991,448</b>
<b>12月31日現在の現金資金</b>	<b>3,181,659</b>	<b>1,885,173</b>

現金資金には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および現金同等物、信用機関に対する貸付金および満期3ヶ月未満の債券。

(単位：千ユーロ)	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
現金および現金同等物	592,907	354,232
信用機関に対する貸付金	1,072,099	589,144
満期3ヶ月未満の債券	1,516,653	941,796
<b>現金資金合計</b>	<b>3,181,659</b>	<b>1,885,173</b>

フィンランド地方金融公社グループ

連結資本変動計算書

	親会社株主に帰属する資本合計						非支配 持分	資本合計
	株式資本	準備金	公正価値 準備金	非制限資本 投資準備金	留保利益	合計		
(単位：千ユーロ)								
<b>2012年12月31日現在の資本</b>	<b>42,583</b>	<b>277</b>	<b>21,927</b>	<b>40,366</b>	<b>239,944</b>	<b>345,097</b>	<b>168</b>	<b>345,265</b>
2012年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-98	-98
当期利益	-	-	-	-	124,698	124,698	1	124,699
その他の包括利益構成項目								
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目								
売却可能金融資産 (公正価値準備金) うち、								
公正価値の純変動	-	-	1,004	-	-	1,004	-	1,004
損益計算書への 振替純額	-	-	-2,356	-	-	-2,356	-	-2,356
IAS第39号に基づく 振替えによる調整	-	-	167	-	-	167	-	167
その他の包括利益構成項目に 係る税金	-	-	290	-	-	290	-	290
法人税率の変更	-	-	1,253	-	-	1,253	-	1,253
<b>2013年12月31日現在の資本</b>	<b>42,583</b>	<b>277</b>	<b>22,285</b>	<b>40,366</b>	<b>364,642</b>	<b>470,153</b>	<b>71</b>	<b>470,224</b>
2013年度支払配当金	-	-	-	-	-	-	-	-
当期利益	-	-	-	-	115,044	115,044	208	115,252
その他の包括利益構成項目								
その後の期間に損益計算書に 振替えられる項目								
売却可能金融資産 (公正価値準備金) うち、								
公正価値の純変動	-	-	14,462	-	-	14,462	-	14,462
損益計算書への 振替純額	-	-	-3,769	-	-	-3,769	-	-3,769
IAS第39号に基づく 振替えによる調整	-	-	92	-	-	92	-	92
その他の包括利益構成項目に 係る税金	-	-	-2,157	-	-	-2,157	-	-2,157
<b>2014年12月31日現在の資本</b>	<b>42,583</b>	<b>277</b>	<b>30,913</b>	<b>40,366</b>	<b>479,686</b>	<b>593,825</b>	<b>279</b>	<b>594,104</b>

フィンランド地方金融公社

貸借対照表

(単位：千ユーロ)	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
<b>資産</b>		
現金および現金同等物	592,907	354,232
現金	3	3
中央銀行に対する要求払債権	592,903	354,229
中央銀行リファイナンス適格債券	4,764,450	4,658,293
信用機関に対する貸付金	1,071,448	588,904
要求払債権	195,445	10,481
その他	876,003	578,423
公法人および公共部門企業に対する貸付金	19,204,778	17,801,239
リース資産	132,951	81,044
債券	1,652,136	1,327,351
公共部門企業のもの	760,583	652,008
その他	891,553	675,342
株式および出資持分	9,789	10,050
グループ企業内の株式および出資持分	100	100
デリバティブ契約	2,321,699	1,094,150
無形資産	5,131	5,338
有形資産	2,088	1,922
その他の有形資産	2,088	1,922
その他の資産	1,823	1,796
未収収益および前払費用	249,020	231,652
<b>資産合計</b>	<b>30,008,320</b>	<b>26,156,069</b>
<b>負債および資本</b>		
<b>負債</b>		
信用機関および中央銀行に対する債務	3,882,771	2,264,386
信用機関	3,882,771	2,264,386
その他	3,882,771	2,264,386
公法人および公共部門企業に対する債務	963,662	929,209
その他の債務	963,662	929,209
発行債券	23,230,298	20,269,298
長期債券	21,971,768	18,677,686
その他	1,258,530	1,591,612
デリバティブ契約	934,399	1,818,359
その他の負債	1,881	1,301
未払費用および前受収益	249,559	268,446
劣後債務	37,943	48,974
繰延税金負債	7,728	5,571
<b>負債合計</b>	<b>29,308,240</b>	<b>25,605,544</b>
<b>利益処分</b>		
任意準備金	531,980	401,980
<b>資本</b>		
株式資本	43,008	43,008
その他の制限準備金	31,190	22,562
準備金	277	277
公正価値準備金	30,914	22,285
非制限準備金	40,743	40,743
非制限資本投資準備金	40,743	40,743
留保利益	42,233	21,641
当期利益	10,926	20,591
<b>資本合計</b>	<b>168,100</b>	<b>148,545</b>
<b>負債および資本合計</b>	<b>30,008,320</b>	<b>26,156,069</b>
オフバランスシート・コミットメント		
顧客のための取消不能約定	959,775	981,420

フィンランド地方金融公社

損益計算書

(単位：千ユーロ)	2014年1月1日 －12月31日	2013年1月1日 －12月31日
利息収入	210,721	178,735
リース事業純収入	1,630	1,279
利息費用	-52,343	-30,524
<b>利息純収益</b>	<b>160,008</b>	<b>149,490</b>
株式投資収入	-	64
グループ企業	-	64
手数料収入	2,651	293
手数料費用	-3,831	-4,133
証券取引および外国為替取引純収入	-5,711	5,023
証券取引純収入	-5,751	4,928
外国為替取引純収入	40	94
売却可能金融資産純収入	6,629	214
ヘッジ会計純収入	3,693	9,617
その他の営業収入	49	47
管理費用	-13,258	-13,569
人件費	-8,099	-9,320
賃金および給与	-6,453	-7,511
人件費関連費用	-1,646	-1,809
年金費用	-1,288	-1,438
その他の人件費関連費用	-359	-371
その他の管理費用	-5,159	-4,249
有形・無形資産の減価償却費および減損	-1,440	-1,194
その他の営業費用	-5,039	-4,594
その他の金融資産の減損	-	54
<b>営業利益</b>	<b>143,751</b>	<b>141,312</b>
利益処分	-130,000	-114,000
所得税	-2,825	-6,721
<b>当期利益</b>	<b>10,926</b>	<b>20,591</b>

フィンランド地方金融公社  
キャッシュ・フロー計算書

(単位：千ユーロ)	2014年1月1日	2013年1月1日
	－12月31日	－12月31日
<b>営業活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>1,307,423</b>	<b>-62,437</b>
長期資金調達の純変動	1,502,695	3,381,994
短期資金調達の純変動	-402,107	234,714
長期貸付金の純変動	-1,293,531	-2,271,953
短期貸付金の純変動	-141,407	52,280
投資の純変動	128,411	397,440
担保の純変動	1,359,670	-1,970,860
支払利息	-59,423	-28,664
受取利息	210,535	171,333
その他の収入	30,403	14,963
営業費用の支払い	-22,381	-29,749
支払税額	-5,440	-13,935
<b>投資活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-1,348</b>	<b>-3,709</b>
有形資産の取得	-523	-724
無形資産の取得	-825	-2,986
<b>財務活動からのキャッシュ・フロー</b>	<b>-10,000</b>	<b>-40,000</b>
劣後債務の変動	-10,000	-40,000
<b>現金資金の変動</b>	<b>1,296,076</b>	<b>-106,146</b>
1月1日現在の現金資金	1,884,932	1,991,078
12月31日現在の現金資金	3,181,008	1,884,932

現金資金には、以下の貸借対照表項目が含まれる：

現金および現金同等物、信用機関に対する貸付金および満期3ヶ月未満の債券。

(単位：千ユーロ)	2014年12月31日現在	2013年12月31日現在
現金および現金同等物	592,907	354,232
信用機関に対する貸付金	1,071,448	588,904
満期3ヶ月未満の債券	1,516,653	941,796
<b>現金資金合計</b>	<b>3,181,008</b>	<b>1,884,932</b>